

町道整備

今後の過疎計画は

全面改良は無理／総務課長

ということとはせられん。



あせち かすひろ 議員 畦地 一弘

答

松田総務課長

加持橋川線は全面改良は無理だが、部分改良でできる。

問

加持橋川線は過疎計画の100項目の計画に入れていないのでやれんというが、憲法第25条(※)を十分に研究してみよ。自分らには権利があるぞ。生活しよったら自分らには生活する権利があるが、役場に義務があるがやらんということとはできん。町民は同じ権利。それを守っていかないかんけん、そのために公務員というものをこしらえて地方を守っていきよるが、100項目の計画に入れていない

(※) 憲法第25条

すべての国民は、健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

加持橋川線について

町道の管理の中で対応／まちづくり課長

町道整備

問

503mの中に舗装が傷んだところがある。50mくらいあるが、舗装すべきと思うがどうか。

答

浜田まちづくり課長

町道管理の中で対応する。



県道大用大方線

次期計画も含め要望／まちづくり課長

県道整備

問

大屋敷に道路の拡張をして歩道をつけたら部落が活気付いて、町おこしになる町が一つできることになる。

せっかく黒潮町には県議会議員もおるのに、この人らに相談して大用大方線をやるようにしてもらいたい。

大屋敷に県道の拡張をして歩道をつけたら、町おこしになるが、まだ狭いところがある。ウワイの待避所からハイタカの工事をやっているところまで137mの工事をすべきと思う。

答

浜田まちづくり課長

質問の箇所については現在入っていったくないので、県に対して、次期計画に含めてもらうよう要望をする。



加持から大方橋川への町道